

第2期京都市再犯防止推進計画策定に係るアンケート調査分析業務 仕様書

京都市保健福祉局
生活福祉部生活福祉課

担当：松田、後井
TEL 075-251-1175

1 業務名称

第2期京都市再犯防止推進計画策定に係るアンケート調査の分析業務

2 実施期間

契約締結の翌日から令和7年1月31日（金）まで

3 業務概要

(1) アンケート調査の分析業務

京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課が所管する再犯防止の取組の推進に関する業務のうち、「第2期京都市再犯防止推進計画」（以下「計画」という。）の策定に係るアンケート調査について、当課で収集したアンケートを集計し、本市の再犯防止の取り巻く状況を分析することで、計画の策定のための基礎資料とするもの。

(2) データの集計・分析

上記(1)のアンケート調査の回答結果を集計・分析し、その成果物を京都市に令和7年1月31日（金）までに電子データにより提出すること。

【成果物提出先】

〒604-8091

京都市中京区寺町通御池下る下本能寺町500番地

中信御池ビル3階

保健福祉局生活福祉部生活福祉課 再犯防止担当 松田、後井

メールアドレス：chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp

電話番号：075-251-1175

4 業務内容

(1) 調査結果の集計及び資料作成について

ア アンケート調査の集計の分類方法について

①矯正施設・更生保護施設【別紙1】

②保護司【別紙2】

③協力雇用主【別紙3】

④支援団体【別紙4】

⑤ケースワーカー、社会福祉協議会、地域包括支援センター等【別紙5】

⑥当事者【別紙6】

上記、6種類の分類毎に集計すること。

イ 調査結果の資料の作成について

以下のデータをエクセル又はワードにより、上記アに記載の6種類毎に作成すること。

- ・ ローデータ
- ・ 質問項目毎の単純集計表
- ・ 年代毎のクロス集計表（①～④）
- ・ 就職（活動、登録）年数毎のクロス集計表（①～④）
- ・ 共通質問の分類毎のクロス集計表（①～⑤）

質問内容	①	②	③	④	⑤
現在の仕事のやりがい、大切にしていること	Q 3	Q 3	Q 4	Q 3	-
再犯防止の観点から現在の活動の中で課題と感ずること	Q 4	Q 4	Q 11	Q 11	Q 3
京都市再犯防止推進計画を知っているか	Q 5				Q 4
再犯に至ってしまう理由は何か	Q 6				Q 5
再犯防止のために行政が実施すべき施策や取組	Q 7				Q 6
業務や活動を行ううえでの連携状況	Q 8				-
仕事・活動・支援について相談できる人はいるか	Q 9				-

5 留意事項

- ・ 無回答も集計すること。
- ・ アンケート調査については、随時実施中。
- ・ アンケート送付数は約1,200件。紙でのアンケート及び本市が作成するインターネットWEB上でのアンケートを実施する。
- ・ WEBで収集したアンケートについては、本市からCSVデータを提供する。
- ・ 紙によるアンケートについては、本市で取りまとめたうえで紙のアンケートの写しを送付する。
- ・ 個人情報の取扱いについては、本業務の実施に当たり、本仕様書及び関係法令等を遵守しなければならない。また、本業務終了後のアンケート及び集計データについては、本市に全て返却すること。

6 本業務における制作物の取扱い

- ・ 本業務の履行における作成物の所有権は、全て京都市のものとする。
- ・ 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に京都市に無償で譲渡するものとする。

7 知的財産権の使用について

- ・ 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他の知的財産権を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。ただし、本市がその方法を指定した場合は、この限りではない。

8 その他

- ・ アンケートの回収状況の遅れ等により、成果物の提出が本仕様書によりがたい場合は、京都市と協議し、別途期間を定めること。
- ・ 本業務実施に当たり、疑義が生じた場合は、本市及び受託者双方の協議により処理する。

アンケート調査

1 御自身のことについてお伺いします。

Q 1 年齢について、当てはまる項目に「○」を記入してください。

- 1 ~19歳 2 20歳代 3 30歳代 4 40歳代
5 50歳代 6 60歳代 7 70歳代 8 80歳～

Q 2 現在の仕事に就職してからの年数について、当てはまる項目に「○」を記入してください。

- 1 ~5年未満 2 5年～9年 3 10年～19年
4 20年～29年 5 30年～39年 6 40年以上

Q 3 現在の仕事のやりがい、大切にしていることを記入してください。【自由記載】

Q 4 再犯防止の観点から、現在の仕事の中で課題と感ずることがあれば記入してください。

【自由記載】

2 次に再犯防止に関することについてお伺いします。

Q 5 京都市が令和3年度に策定した「京都市再犯防止推進計画」を御存じですか？

当てはまる項目に「○」を記入してください。【1つだけ】

- 1 知っている 2 計画があることは知っているが内容は知らない。
3 知らない

5 その他

Q11 再犯防止の関係で京都市に求めることはありますか。併せて、次期京都市再犯防止推進計画に記載すべきことがあれば、記入してください【自由記載】

(参考) 現行の京都市再犯防止推進計画

アドレス：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000281/281846/keikakuzentai.pdf>

二次元コード



アンケート調査

1 御自身のことについてお伺いします。

Q1 年齢について、当てはまる項目を「○」で囲んでください。

- 1 ~19歳 2 20歳代 3 30歳代 4 40歳代
5 50歳代 6 60歳代 7 70歳代 8 80歳~

Q2 保護司の職に就いてからの年数について、当てはまる項目を「○」で囲んでください。

- 1 ~5年未満 2 5年~9年 3 10年~19年
4 20年~29年 5 30年~39年 6 40年以上

Q3 現在の活動のやりがい、大切にしていることを教えてください。

【自由記載】

Q4 再犯防止の観点から、現在の活動の中で課題と感ずることがあれば教えてください。

【自由記載】

5 その他

Q11 再犯防止の関係で京都市に求めることはありますか。併せて、次期京都市再犯防止推進計画に記載すべきことがあれば、教えてください。【自由記載】

(参考) 現行の京都市再犯防止推進計画

アドレス：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000281/281846/keikakuzentai.pdf>

二次元コード



アンケート調査

1 御自身のことについてお伺いします。

Q1 年齢について、当てはまる項目を「○」で囲んでください。

- 1 ~19歳 2 20歳代 3 30歳代 4 40歳代
5 50歳代 6 60歳代 7 70歳代 8 80歳~

Q2 協力雇用主に登録されてからの年数について、当てはまる項目を「○」で囲んでください。

- 1 ~5年未満 2 5年~9年 3 10年~19年
4 20年~29年 5 30年以上

Q3 協力雇用主を始めたきっかけや動機について記入してください。 【自由記載】

Q4 協力雇用主としてのやりがい、大切にしていることについて記入してください。

【自由記載】

2 次に再犯防止に関することについてお伺いします。

Q5 京都市が令和3年度に策定した「京都市再犯防止推進計画」を御存じですか？

当てはまる項目に「○」を記入してください。【1つだけ】

- 1 知っている 2 計画があることは知っているが内容は知らない。
3 知らない

Q11 現在、出所者を雇用されている方のみ御回答ください。
雇用されている中での課題や困りごとはあれば記入してください。【自由記載】

Q12 現在、出所者を雇用していない方のみ御回答ください。
雇用に至らない理由を記入してください。 【自由記載】

5 その他

Q13 再犯防止の関係で京都市に求めることはありますか。併せて、次期京都市再犯防止推進計画に記載すべきことがあれば、記入してください。 【自由記載】

(参考) 現行の京都市再犯防止推進計画

アドレス：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000281/281846/keikakuzentai.pdf>

二次元コード



アンケート調査

1 御自身のことについてお伺いします。

Q1 年齢について、当てはまる項目を「○」で囲んでください。

- 1 ~19歳 2 20歳代 3 30歳代 4 40歳代
5 50歳代 6 60歳代 7 70歳代 8 80歳~

Q2 現在の活動を初めてからの年数について、当てはまる項目を「○」で囲んでください。

- 1 ~5年未満 2 5年~9年 3 10年~19年
4 20年~29年 5 30年以上

Q3 活動を始めたきっかけや動機について記入してください。

【自由記載】

Q4 現在の活動のやりがい、大切にしていることについて記入してください。

【自由記載】

2 次に再犯防止に関することについてお伺いします。

Q5 京都市が令和3年度に策定した「京都市再犯防止推進計画」を御存じですか？

当てはまる項目を「○」で囲んでください。【1つだけ】

- 1 知っている 2 計画があることは知っているが内容は知らない。
3 知らない

Q11 支援中での課題や困りごとはありますか

【自由記載】

5 その他

Q12 再犯防止の関係で京都市に求めることはありますか。併せて、次期京都市再犯防止推進計画に記載すべきことがあれば記入してください。 【自由記載】

(参考) 現行の京都市再犯防止推進計画

アドレス：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000281/281846/keikakuzentai.pdf>

二次元コード



アンケート調査

1 御自身のお仕事についてお伺いします。

Q 1 業務の中で犯罪や非行をした人から相談を受けたことはありますか。当てはまる項目に「○」を記入してください。

- 1 ある 2 ない

Q 2 Q 1であると答えた方にお伺いします。相談内容について御記入ください。【自由記載】

(相談件数が多い場合は、印象的な相談内容、対応に苦慮された相談内容を御記入ください。)

Q 3 犯罪や非行をした人への支援で課題と覚えることがあれば御記入ください。

【自由記載】

2 再犯防止に関することについてお伺いします。

Q 4 京都市が令和3年度に策定した「京都市再犯防止推進計画」を御存じですか？
当てはまる項目に「○」を記入してください。【1つだけ】

- 1 知っている 2 計画があることは知っているが内容は知らない。
3 知らない

(参考) 現行の京都市再犯防止推進計画

アドレス：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000281/281846/keikakuzentai.pdf>

二次元コード



Q 4 つみ おか なに ひつよう おも い か せんたくし なか
 罪を犯さないようにするためには何が重要だと思いますか。以下の選択肢の中からあてはま
 る項目の数字を書いてください。【優先順位 3位まで】

1位【 】 2位【 】 3位【 】

※ その他をえらんだ場合は以下に必要だと思うことを書いてください。

()

- 1 悩みや困っていることを相談できる場所や人 (相談窓口、ともだちなど)
- 2 住む場所
- 3 居場所 (生きがい)
- 4 仕事
- 5 ビジネスマナー、資格、技術の習得など、仕事に就くための支援
- 6 学びの提供 (国語や算数などの基本的な知識)
- 7 収入が不十分なときの生活保護などの支援
- 8 医療
- 9 障害や高齢などの福祉サービス
- 10 依存症からの回復
- 11 犯罪をした人が偏見や差別されない社会に変わることに
- 12 その他

Q 5 あなたの悩みを相談できる人はいますか。いる場合は1に「○」、いない場合は2に「○」し
 てください。

1 いる 2 いない

Q 6 Q 5で「1 いる」と回答されたかたのみお答えください。それは誰ですか。

以下の選択肢の中からあてはまる項目の数字を書いてください。

【優先順位 2位まで】

1位【 】 2位【 】

※ その他をえらんだ場合は以下に相談している人を書いてください。

()

- 1 家族
- 2 ともだち、知り合い
- 3 支援者 (保護司、施設の職員など)
- 4 その他

個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書

(個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書の提出)

第1条 受注者(複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「受注者」という。)は、委託業務を開始する前に、京都市(以下「発注者」という。)が定める「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出し、発注者による個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況の確認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(個人情報総括管理者)

第3条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置かなければならない。

(従業者の監督)

第4条 受注者は、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業者に対し、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の適正な管理)

第5条 受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う委託業務を行う区域を設定し、その区域内に限って個人情報を取り扱うこと。
- (2) 個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等に関し、金庫、施錠が可能な保管庫、セキュリティワイヤー等での施錠又は入退室管理の可能な保管室等による保管すること。
- (3) 個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等を外部に運搬するとき、電子データに対し暗号化処理を施した上で記録する等、適切な安全管理措置を講じること。
- (4) 個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、委託業務の従事者全員に対して実施すること。
- (5) 個人情報を取り扱う作業を行う電子計算機に、セキュリティ対策のソフトウェアを導入し、そのソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

(再委託の制限)

第6条 受注者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、発注者の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 3 第1項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を委託業務における利用の目的を超えて利用してはならない。

(個人情報の第三者提供の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、第6条第1項のただし書に基づき、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせたときは、この限りでない。

(個人情報の不正な複製等の禁止)

第9条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複写又は複製をしてはならない。

(遵守状況の報告)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。

- 2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(立入調査等)

第11条 発注者は、受注者及び再委託先が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、受注者（委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この条において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 発注者は、この共通仕様書に係る受注者の個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。
- 3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(提供した資料の返還)

第12条 受注者は、委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(事故の発生の報告義務)

第13条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第14条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 委託業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この共通仕様書に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、受注者が負うものとする。